



IEVJ

Information Exchange project for
Vietnamese people go to Japan

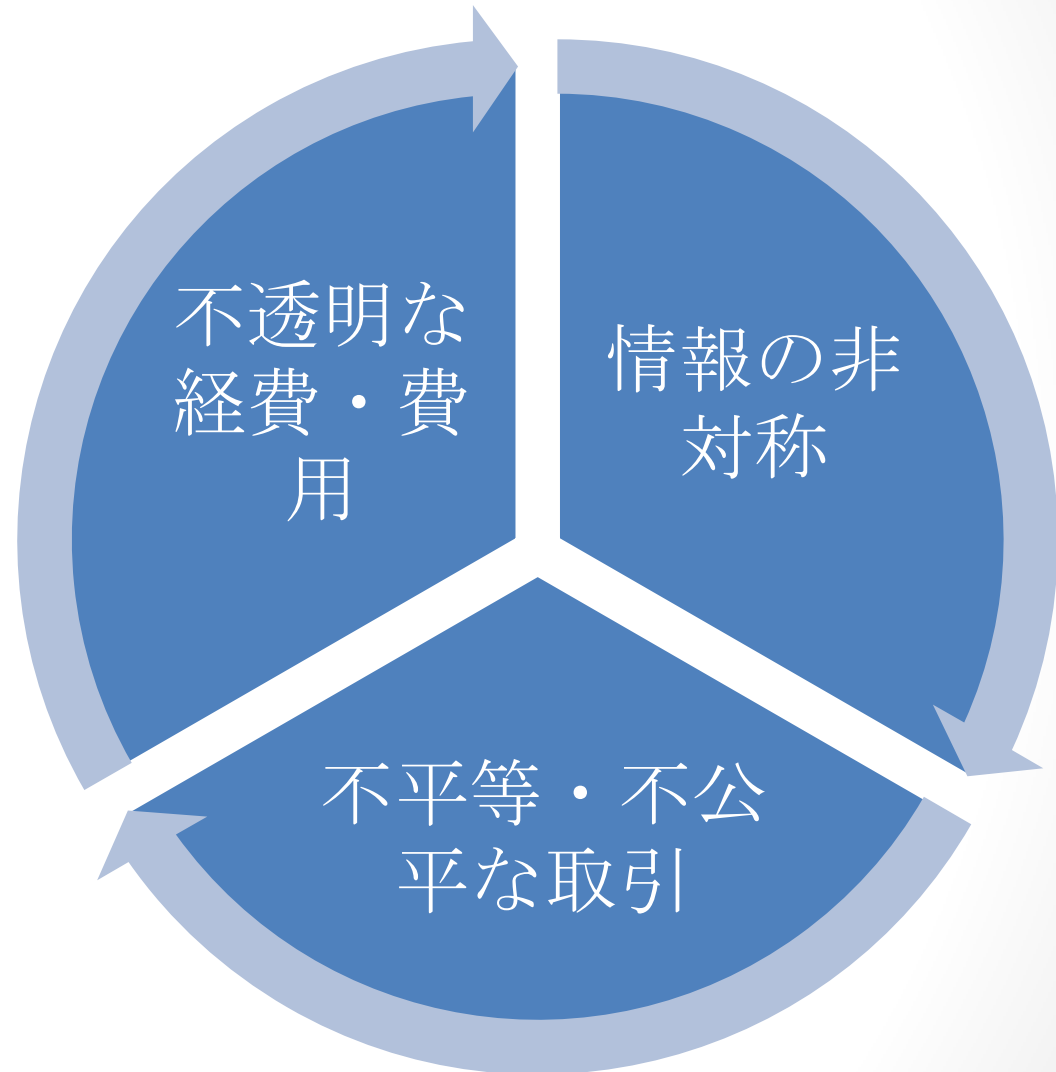
技能実習・留学正しい情報発信セミナー

トラブル防止又はトラブル発生の際の注意点

日本に行く際の様々な現状と原因

日本への労働市場と留学は、今3つの基本的な問題に直面しています。これらは、人間の価値、社会、経済的な問題に多くの影響を与える原因となっています。

1. 情報の非対称性：労働者、留学生に対して十分な情報が提供されていないという状態です。労働者、技能実習生、留学生は日本に行く前において既に十分な情報を得ることが難しいという不利な立場に置かされています。
2. 不平等・不公平な取引：十分な情報が得られていないこと、取引における文化的なストレス、力関係により、中間会社と労働者、留学生との取引・交渉は不平等・不公平な状態になっています。
3. 不透明な経費・費用：労働者、留学生は法律が定める上限を超えたお金を中間会社に支払っています。どのサービスにどのような価値があるかが透明な形で理解できるようなお金の支払いでなければなりません。領収書や契約書のない支払いもまかり通っています。



日本に行く際の様々な現状と原因

政府

- 外国に仕事を求める人々に対する包括的な政策をまだ示していません。
- 労働者に対する基本的な教育・研修プログラムを実施していません。
- 労働者等がベトナムに帰国した後の職業・進路の在り方について包括的な方針や対策を示していません。

中間会社

- 労働者、留学などの希望者に十分な客観的な情報を示していません。
- 契約や取引に関する説明、各種書類が不明確、不透明であり、中間会社が負担すべき義務について明確な約束をしていません。

労働・留学希望者

- 情報を自ら主体的に調べたり、確認したりすることをきちんとしていません。
- 中間会社に対して自らの権利をきちんと主張する勇気を十分に持っていません。
- 日本に行くために必要な技能、技術、日本語の勉強などを真面目に準備しようとする気持ちはありません。

リスクやトラブルを予防し、防ぐための方法

どのような方法かに関わらず、日本で労働や勉強をしたいと希望する皆さんのために提案する方法です。

目標をはっきりさせる。

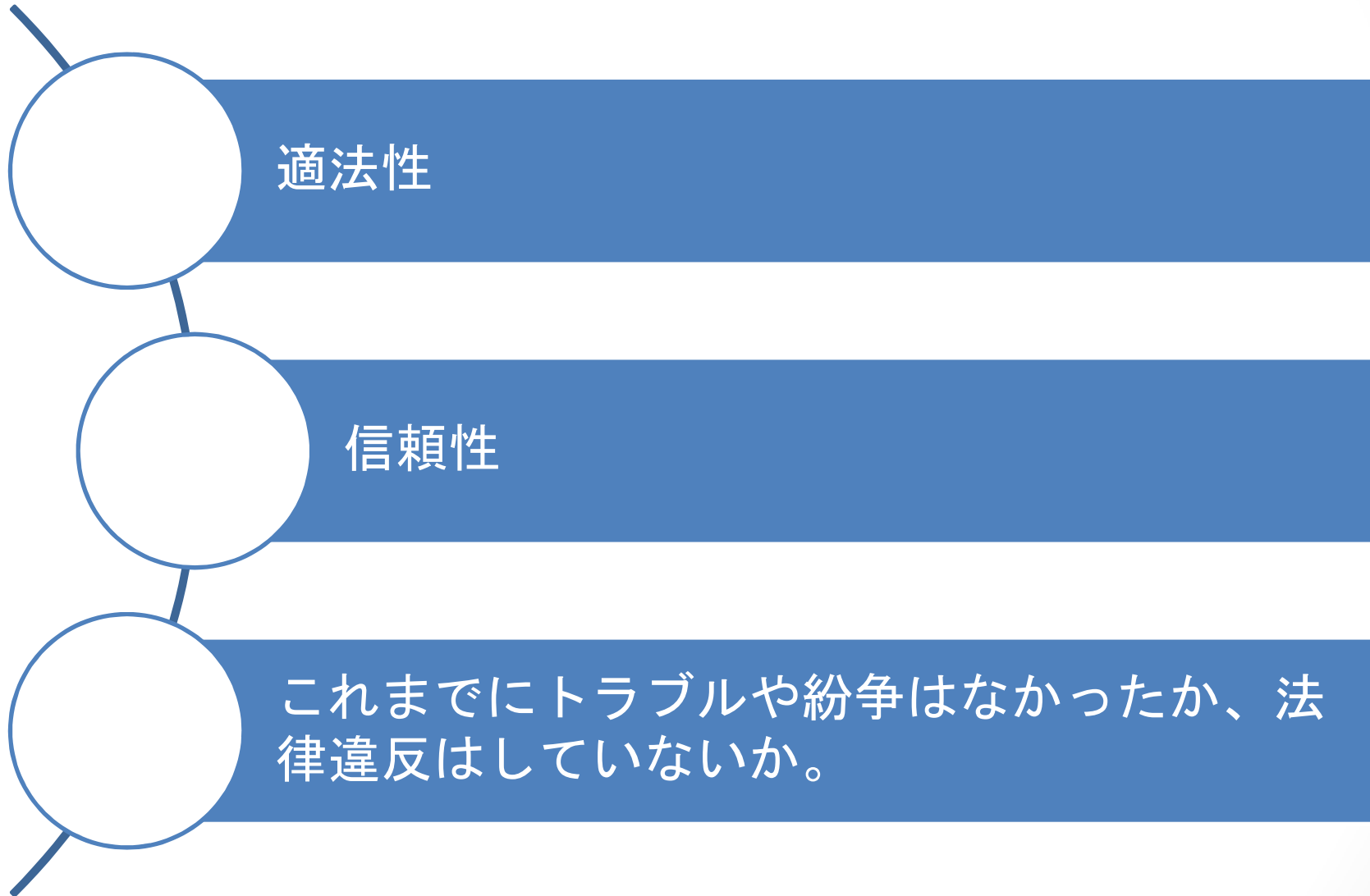
中間会社を選ぶ（もしくは自分で解決する）

中間会社との間で双方の義務をしっかりと明確にした契約を結ぶ。

目標をはっきりさせる。

目標	選択
なぜ日本を選ぶのか。	<ol style="list-style-type: none">1. 日本は金を簡単に稼ぐことができる。2. 日本の文化、国、人が好き。3. 日本から戻ってきてからの戦略がある。
何のために日本に行くのか。	<ol style="list-style-type: none">1. 勉強をしに行く（日本語、文化など）。2. お金を稼ぎ、職業上の技能を学びに行く。3. お金を稼ぎに行く。
日本に行った後、帰国して何をするのか。	<ol style="list-style-type: none">1. 学んだ能力や技能を生かせる仕事場で仕事をしたい。2. 日本に行く前と同じ仕事をしたい。3. 労働者の送り出しや仲介に関係する仕事をしたい。
日本に行く前に何を準備するのか。	<ol style="list-style-type: none">1. 知識（日本語能力を含む）2. 気持ち（犯罪等に関係しないという強い気持ちを含む）
日本に行くために、いくらのお金を投資するのか、その投資から得られる収入はどのくらいか。出資と利益が合っているのか。	いくらのお金を誰にどのくらい支払うのか、どのくらいの収入・給料が得られるのかをきちんと、事前に計算すべき。ベトナムでそれだけの投資をして得られる利益と比較することも必要。

中間会社を選ぶ



契約の締結と契約内容の履行

契約を締結する際の諸原則

1. 契約を締結する前に、中間会社は、自らが負担する義務や責任を明確にするとともに、必要な情報を十分に提供しなければなりません。
2. すべての契約は文書で締結すべきです。
3. 契約には中間会社の代表者による署名が必要です。
4. 契約書の条項は明確かつ十分なものでなければなりません。
5. 契約書の内容は、皆さんと中間会社の合意によって定められるものですので、十分な説明を受ける権利がありますし、条文を必要に応じて変更するよう主張する権利があります。

契約内容を実現する際の諸原則

1. 契約の内容に書かれた中間会社が行うべき義務や責任は、皆さんの同意がない限り勝手に変更することはできません。
2. 中間会社に支払うときは原則として口座による送金で送る必要があります。2000万ドンを下回る場合は、現金でもいいですが、きちんと証書を取得すべきです
3. 中間会社が契約の内容に違反したときには、皆さんは中間会社に損害賠償を支払うよう請求することができます。

外国に労働者を送り出す場合の契約の
については労働社会傷病兵省による
2013年10月15日付通達22/2013/TT-
BLĐTBOXH号を参照してください。

トラブルや問題が起こった時の留意点

以下のような問題が生じた時には、

1. 契約を締結したのにいつまで待っても結果がない。
2. 中間会社が矛盾した情報をたくさん伝えてくるし、最初の約束と異なることを言うてくる。
3. 請求してくるお金の額がどんどん増えてくる。何度にもわたってお金を要求してくる。
4. お金を支払った時に付加価値税取引明細領収書を発行しない。送金で支払うべきなのに、現金での支払いを要求したり、中間会社の関係者の個人口座への支払いを要求してくる。



以下のような対策をしましょう、

1. 中間会社に説明を求め、契約を継続する前に、中間会社がきちんと義務を履行することのきちんとした約束や保証をもらいましょう。
2. 中間会社がきちんと契約の通りに約束を守らないときは、中間会社と締結した契約を解除することを主張しましょう。そして損害賠償を請求しましょう（証拠や主張を十分に準備しましょう）。
3. 損害賠償を請求する際には、関係機関、非政府組織、弁護士の支援・協力を受けることも考えましょう。